

魚津市告示第158号

令和8年度魚津市畜産業物価高騰対策支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年7月14日

魚津市長 村椿 晃

令和8年度魚津市畜産業物価高騰対策支援事業補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、令和8年度魚津市畜産業物価高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、エネルギー価格、物価高騰等の影響を受けている畜産農家の経営を支援するため、くろべ牧場まきばの風有機物活用センター（以下「センター」という。）の処理手数料に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内において畜産業を営む者
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民票に記載されている者又は市内で農場を有する法人
- (3) 今後も畜産業を継続する意思がある者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 魚津市暴力団排除条例（平成24年魚津市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
- (2) 前号に掲げる者のほか、補助金の趣旨に照らして補助対象者とすることが適切でないと市長が認める者

(対象時期及び補助金の額)

第4条 対象時期及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

対象時期	補助金の額
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	センターの処理手数料の2分の1の額

2 前項の規定により算出した補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書兼実績報告書)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年度魚津市畜産業物価高騰対策支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 領収書

(2) センターの利用記録が分かるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 前項の申請は、既に補助金の交付申請の対象とした処理手数料を除いて行わなければならない。

(交付の決定及び額の確定通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、適切であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度魚津市畜産業物価高騰対策支援事業補助金交付決定及び交付額の確定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(関係書類の保存)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第6条第1項の規定による交付決定をした補助金の取扱いについては、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

令和 8 年度魚津市畜産業物価高騰対策支援事業補助金交付申請
書兼実績報告書

令和 年 月 日

魚津市長 宛

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 8 年度魚津市畜産業物価高騰対策支援事業補助金の交付を受けたいので、令和 8 年度魚津市畜産業物価高騰対策支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

1 申請対象期間 令和 年 月分 から 令和 年 月分 まで

2 対象期間中のセンターの処理手数料

金 円

3 補助金申請額（前項の 2 分の 1 の額）

金 円

添付書類

- （ 1 ） 領収書
- （ 2 ） センターの利用記録が分かるもの
- （ 3 ） 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

様式第 2 号（第 6 条関係）
魚津市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 8 年度魚津市畜産業物価高騰対策支援事業補助金交付決定
及び交付額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 8 年度魚津市畜産業物価高騰対策
支援事業補助金について、令和 8 年度魚津市畜産業物価高騰対策支援事業補
助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり交付を決定し、交付額
の確定をしましたので、通知します。

年 月 日

魚津市長

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |